

監 査 公 表

多監公第 7 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成30年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成30年6月22日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

| 監 査 実 施 期 間 | 監 査 部 署 |
|-----------------------|-----------|
| 平成30年5月10日～平成30年6月14日 | 議 会 事 務 局 |

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 帳簿書類の記載整理保管は適切に行われているか
- (5) 契約事務は適正に行われているか
- (6) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【議会事務局】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

「議会だより」の印刷契約においては、3者から1ページあたりの単価について見積書を徴取したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、単価についてを随意契約されているが、本件の印刷契約にあたっては、支出総額が50万円を超える見込みであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、随意契約を行うことは適当ではない。入札により単価契約を行われたい。

監 査 公 表

多監公第 9 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により平成 30 年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成 30 年 11 月 26 日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査実施年月日

| 監 査 実 施 期 間 | 監 査 部 署 |
|-----------------------------------|------------|
| 平成 30 年 10 月 1 日～平成 30 年 11 月 9 日 | 総務課 |
| 平成 30 年 10 月 3 日～平成 30 年 11 月 9 日 | 選挙管理委員会事務局 |
| 平成 30 年 9 月 28 日～平成 30 年 11 月 9 日 | 防災安全課 |
| 平成 30 年 9 月 28 日～平成 30 年 11 月 9 日 | 総合政策課 |
| 平成 30 年 9 月 28 日～平成 30 年 11 月 9 日 | 財政課 |

第 2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 角田 一彦

第 3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第 4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか

- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【総務課】

1 指摘事項

・賃貸借契約

大型複写機のリース期間終了に伴い、1年間の再リース契約を締結されているが、契約期間（H30.6.1～H31.5.31）が翌年度にまたがっている。翌年度にまたがる契約を行う場合は、債務負担行為を行うか、長期継続契約を行わなければならない。本件については、通常の賃貸借契約であるため、契約期間を平成30年度末までとし、翌年度の期間については、平成31年4月1日に再度契約を締結すべき事案である。

また、賃貸借料金について1年間分を一括前払いで支出されている。前金払については、地方自治法施行令第163条で規定されているが、原則として後年度に属する経費を当該年度において前金払をすることはできないと解されている。平成30年度末までの10か月分のみの支払をすべきである。

2 注意を求める事項

H30 簡易印刷機賃貸借契約については、契約業者が提案した機種の賃貸借料と付随する消耗品を合わせた価格が、他の業者が提案した価格に比較し有利な価格であることを理由とし、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第7号を適用）により、5年間の長期継続契約を締結されているが、契約業者と他の業者との価格差は、5年間で305,051円であり、他の業者が提案した価格の約7.5%にあたる。この価格差をもって、随意契約理由にある地方自治法施行令第167条の2第1項第7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき）を適用されているが、「時価に比して著しく有利な価格」とは、品質、性能等が他の物件と比較して問題なく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合をいい、製造原価を下回った価格で契約できる場合とされている。よって、本事案に適用されている随意契約理由は、適当でなく、入札に付すべき案件である。

【選挙管理委員会事務局】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【防災安全課】

- 1 指摘事項
H29 防犯灯更新工事において、工事発注に関する起案がなされていないものがあったが、工事発注に関する起案をおこない、決裁を受けて発注するようにされたい。
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【総合政策課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
納所交流センターの使用料を算出するにおいて、誤った計算により算出されているものがある。使用料については、多久市納所交流センター設置条例第10条により定められているので、算出にあたっては注意されたい。

【財 政 課】

- 1 指摘事項
公有財産使用許可書において、許可期間が複数年に亘るものが散見されるが、公有財産の使用許可期間については、多久市公有財産規則第19条において1年を超えることができないとされている。公有財産使用許可書の交付にあたっては、規則等を遵守されたい。

- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 10 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成30年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成30年12月5日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 角田 一彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

| 監 査 実 施 期 間 | 監 査 部 署 |
|-------------------------|---------|
| 平成30年10月10日～平成30年11月27日 | 会 計 課 |
| 平成30年10月12日～平成30年11月27日 | 税 務 課 |
| 平成30年10月15日～平成30年11月27日 | 水 道 課 |

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【会計課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【税務課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【水道課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成30年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成31年1月8日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 角田 一彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

| 監 査 実 施 期 間 | 監 査 部 署 |
|-------------------------|----------|
| 平成30年11月9日～平成30年12月25日 | 情 報 課 |
| 平成30年11月9日～平成30年12月25日 | 農 林 課 |
| 平成30年11月9日～平成30年12月25日 | 農業委員会事務局 |
| 平成30年11月9日～平成30年12月25日 | 建 設 課 |
| 平成30年11月9日～平成30年12月25日 | 都市計画課 |
| 平成30年11月12日～平成30年12月25日 | 市立病院 |

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか

- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【情報課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【農林課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【農業委員会】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【建設課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【都市計画課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【市立病院】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
メディカルシーラーを地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号を適用し、随意契約で購入されているが、契約金額が1号適用要件を満たしていない。入札に付すべき案件である。

監 査 公 表

多監公第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成30年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成31年3月8日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 角田 一彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

| 監 査 実 施 期 間 | 監 査 部 署 |
|---------------------------|---------------|
| 平成31年1月 9日 ~平成31年 2月 25日 | 教育委員会 教育振興課 |
| 平成31年1月 11日 ~平成31年 2月 25日 | 教育委員会 学校教育課 |
| 平成31年1月 7日 ~平成31年 2月 25日 | 広域クリーンセンター推進課 |
| 平成31年1月 9日 ~平成31年 2月 25日 | 人権・同和对策課 |
| 平成31年1月 7日 ~平成31年 2月 25日 | 地域包括支援課 |

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか

(5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【教育振興課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【学校教育課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【広域クリーンセンター推進課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【人権・同和対策課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【地域包括支援課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 4 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成30年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成31年3月27日

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 角田 一彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

| 監 査 実 施 期 間 | 監 査 部 署 |
|-----------------------|---------|
| 平成31年2月 4日～平成31年3月20日 | 市民生活課 |
| 平成31年2月 5日～平成31年3月20日 | 福祉課 |
| 平成31年1月30日～平成31年3月20日 | 健康増進課 |
| 平成31年2月 5日～平成31年3月20日 | 商工観光課 |

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【市民生活課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【福祉課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【健康増進課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【商工観光課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 5 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により平成 30 年度財政援助団体等監査の結果について次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

1 監査実施年月日

| 監 査 実 施 期 間 | 監 査 部 署 |
|-----------------------------------|-------------------|
| 平成 31 年 1 月 9 日～平成 31 年 2 月 25 日 | 一般財団法人 多久市学校給食振興会 |
| 平成 31 年 1 月 11 日～平成 31 年 3 月 20 日 | 社会福祉法人 多久市社会福祉協議会 |

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成31年1月9日から2月25日まで

3 監査の対象

団体：一般財団法人 多久市学校給食振興会

所管課：学校教育課

4 監査の項目

平成29年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

* 学校給食センター管理運営費事業補助金 補助額 48,819,936 円

* 学校給食振興事業補助金 補助額 782,200 円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【一般財団法人 多久市学校給食振興会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【所管課：学校教育課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成31年1月11日から3月20日まで

3 監査の対象

団体：社会福祉法人 多久市社会福祉協議会

所管課：福祉課

4 監査の項目

平成29年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

| | | |
|-------------------|-----|------------|
| *社会福祉協議会運営事業 | 補助額 | 8,952,000円 |
| *福祉振興事業（長寿社会振興事業） | 補助額 | 4,270,000円 |
| *遺家族援護費補助 | 補助額 | 869,150円 |

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【社会福祉法人 多久市社会福祉協議会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【所管課：福祉課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし